

〇〇公園の園路と〇〇市道〇〇号線との兼用工作物管理協定

公園管理者埼玉県（以下「甲」という。）と道路管理者〇〇市（以下「乙」という。）とは、〇〇公園の園路と〇〇市道〇〇号線とが相互に効用を兼ねる部分（以下「兼用工作物」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、兼用工作物について、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項本文及び第12条の6並びに道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項本文及び第55条第1項の規定に基づき、その管理方法及び管理に要する費用の負担に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（兼用工作物の範囲等）

第2条 この協定の対象となる兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

（兼用工作物の管理）

第3条 兼用工作物に係る改築、維持、修繕及び災害復旧は、乙が行うものとする。

2 兼用工作物に係る許認可、行政処分等の権限の行使に関する事務は、甲と協議し、乙が行うものとする。

（協議等）

第4条 乙は、前条の規定により兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急の場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、甲と協議するものとする。また、協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、日常的に行う軽易な維持及び修繕については、協議を省略することができる。

2 乙は、前項の規定による管理を行った場合には、それぞれ甲に通知するものとする。前項の規定による緊急の場合その他やむを得ない事情があつて協議することができなかった兼用工作物の管理を行ったときも同様とする。

3 甲は、前条の規定により乙が行うものとされている兼用工作物の管理で公園の管理上特に必要があると認められるものについて、乙に対し、適時かつ適切にこれらを行うよう要請することができる。

（占用許可及び使用料）

第5条 甲は、乙の兼用工作物に係る公園の使用について、都市公園法第6条に定める占用の許可を求めないものとし、埼玉県都市公園条例（昭和36年埼玉県条例第38号）に定める使用料は徴収しないものとする。

2 乙は、甲の兼用工作物に係る道路の使用について、道路法第32条に定める占用の許可を求めないものとし、〇〇市〇〇条例に定める道路占用料は徴収しないものとする。

(兼用工作物の管理に要する費用)

第6条 兼用工作物の管理に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償費用の負担)

第7条 兼用工作物の管理が原因となって、第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合は、乙が、その損害を賠償し、紛争を解決するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、 年 月 日から効力を有する。
- 2 この協定は、道路が廃止された場合は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

(公園管理者)

熊谷市赤城町1-147-3

甲 埼玉県

埼玉県営繕・公園事務所長

(道路管理者)

乙